

# 相続手続に係る依頼書

貯金加入者が死亡したときは、「解約請求書」とあわせてご提出ください。

相 続 手 続 に 係 る 依 頼 書

死亡した組合員について記入してください。  
年 月 日

死亡日を記入してください。

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

所 属 所	〇〇市役所	組合員証 記号番号	600 - 1234
組 合 員 氏 名	共 済 太 郎		

上記の者は、〇〇年〇〇月〇〇日に死亡し、貴組合からの共済貯金の解約金については私が代表して相続手続を行いますので、下記の金融機関口座に送金ください。  
 なお、この件に関し、私が代表して共済貯金の相続手続を行うことに、下記の相続人であり、相続人間の紛議もありません。  
 また、受取金について利害関係人から異議申立があった場合には、全て当方において一切ご迷惑をおかけいたしません。

例：相続人は配偶者と子(第一順位)  ・相続人代表者 配偶者：共済花子  ・相続人 子A：共済一郎(成年) 子B：共済幸子(未成年)	住 所	〒500-8508 岐阜市藪田南5-14-53					組合員との続柄	妻
	氏 名	共 済 花 子					花共済	
生 年 月 日	(S) 〇〇年〇〇月〇〇日	電 話 番 号	( 058 ) 277 - 1129					
受 取 金 機 関	銀行コード	〇〇	※ 信用金庫	〇〇	※ 本 店	支 店	支 店	
預 金 種 目	普 通	口 座 番 号	1	2	3	4	5	
住 所	〒500-8508 岐阜市藪田南5-14-53					組合員との続柄	子	
氏 名	共 済 一 郎					親権者又は未成年後見人等(相続人が未成年者の場合)	①	
住 所	〒500-8076 岐阜市藪田南5-14-53					組合員との続柄	子	
氏 名	共 済 幸 子					親権者又は未成年後見人等(相続人が未成年者の場合)	②	
住 所	〒					組合員との続柄		

相続人代表者について記入し、「実印」を押印してください。

**【相続人の優先順位 (法定相続人)】**  
配偶者は常に相続人になります。  
 第一順位：子  
 第二順位：父母(直系尊属)  
 第三順位：兄弟姉妹  
 ※自分より先順位者がいる場合は相続人に該当しません。

相続人代表者以外の相続人について記入し、「実印」を押印してください。

- 【添付書類】…必ず必要となります。**

  - ① 組合員の出生から死亡までが確認できる連続した戸籍謄本(原戸籍)等
  - ② 相続人全員が確認できる戸籍謄本(全部事項証明)等  
ただし、①で確認できる場合は不要。
  - ③ 相続人全員の印鑑登録証明書(発行日から6ヵ月以内のもの)  
ただし、相続人が未成年者の場合は、親権者又は未成年後見人等の法定代理人の印鑑登録証明書を添付してください。

※死亡した組合員に離婚歴がある場合は、前妻(前夫)の子も相続人になる可能性がありますので、ご注意ください。